

東京都議会災害情報連絡事務局  
運営マニュアル

(第1・2次態勢)

平成28年4月

東京都議会議会局



# 目 次

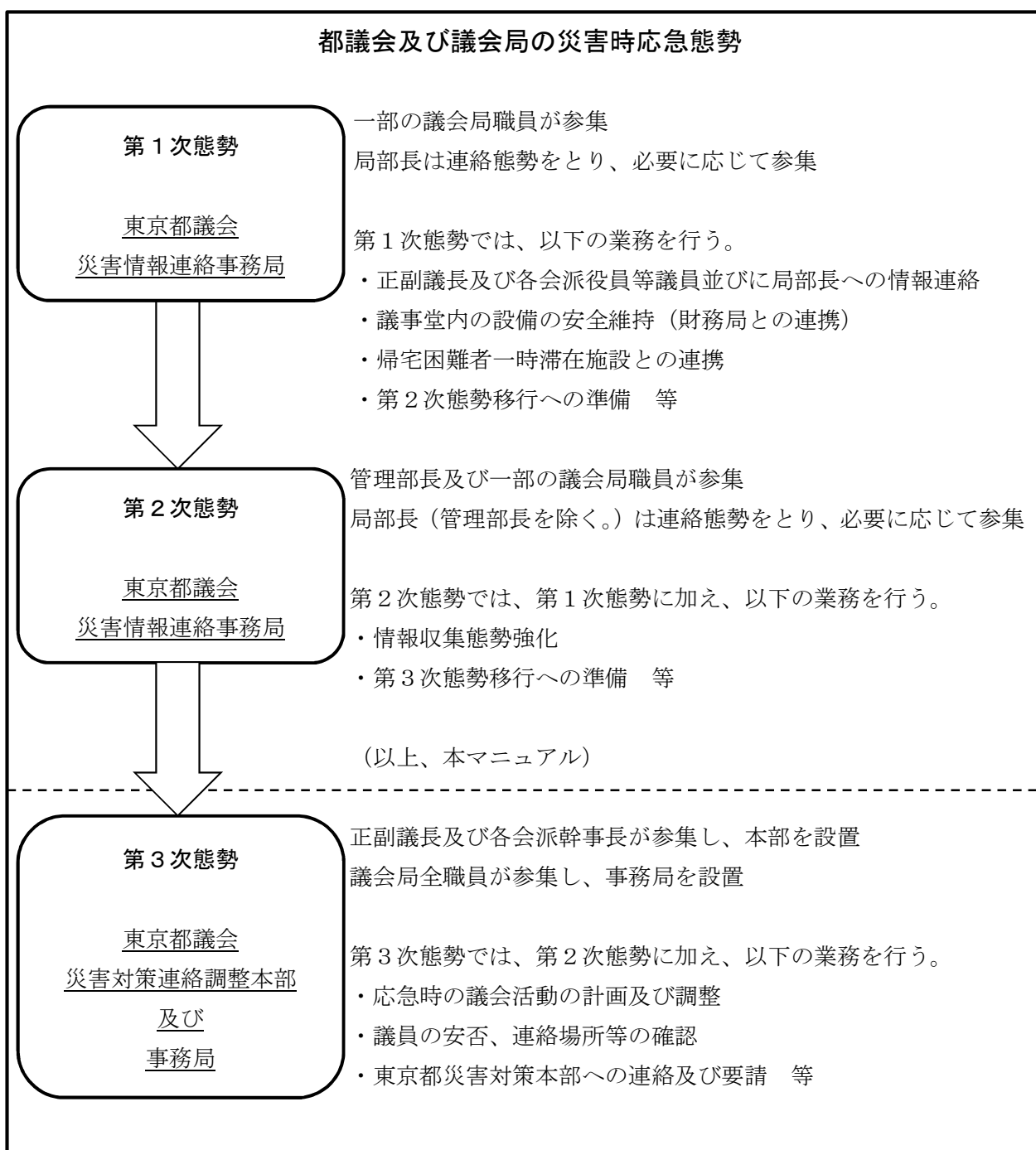
はじめに	2
第1 第1次態勢の概要	3
第2 第2次態勢の概要	4

## はじめに

東京都議会（以下「都議会」という。）及び東京都議会議会局（以下「議会局」という。）は、都内に影響がある災害が発生した場合、災害の状況に応じて、以下のとおり3段階の体制をとる。

情報連絡を主とする第1次態勢及び第2次態勢では、「東京都議会災害情報連絡事務局」を設置し、発災時に必要な対応を行う。応急時の議会活動の計画や、執行機関等への要望の取りまとめを行う第3次態勢では、「東京都議会災害対策連絡調整本部」及び同事務局を設置し、対応する。

このマニュアルでは、第1次態勢及び第2次態勢における「東京都議会災害情報連絡事務局」について取り扱う。



# 第 1 第 1 次態勢の概要

## ○第 1 次態勢【震度 5 弱】 東京都議会災害情報連絡事務局を設置

### (1) 事務局の設置

災害の発生その他の状況により、局長が必要と認めたとき。

### (2) 事務局の役割

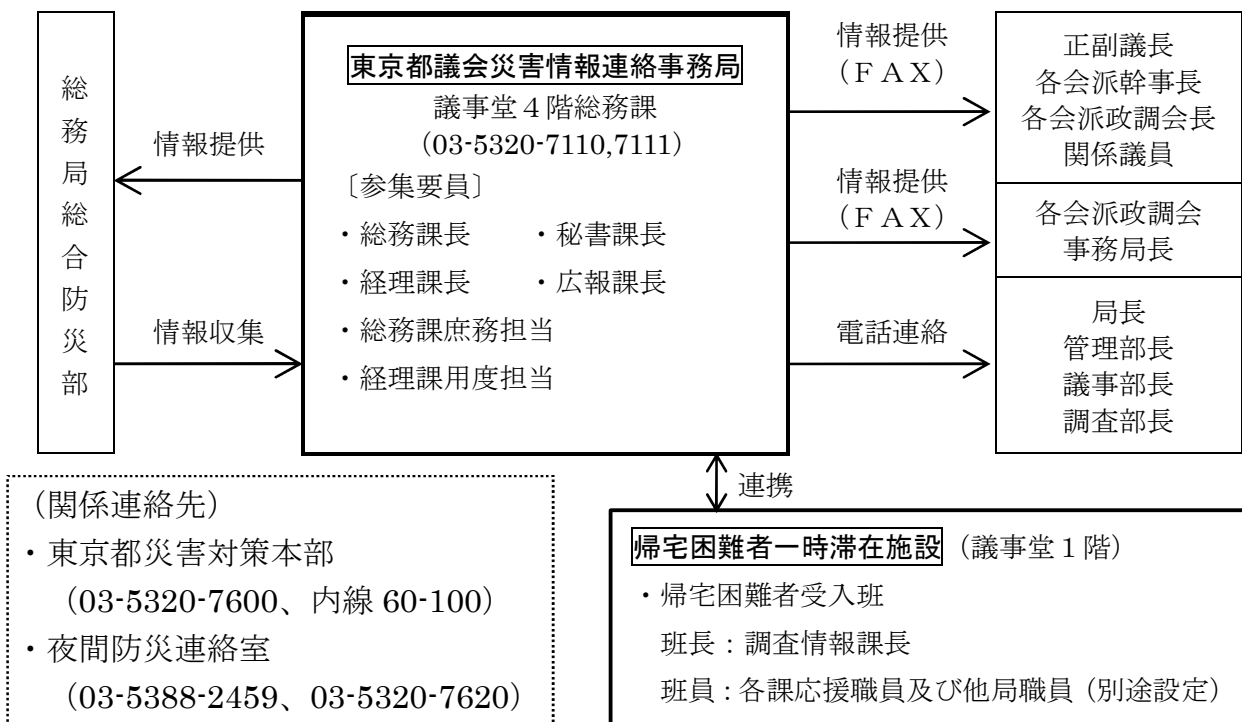
災害の規模や被災状況等の情報を都議会関係者に提供し、事態の変化に備える。また、議事堂内の安全維持に努めるとともに、帰宅困難者が発生して一時滞在施設が開設された場合を想定し、局内の協力態勢を整える。

- ① 総務局総合防災部との連絡調整
- ② 情報収集
- ③ 正副議長、各会派幹事長・政調会長・政調会事務局長、局部長への情報提供
- ④ 議事堂内設備の安全維持（財務局との連携）
- ⑤ 報道機関対応
- ⑥ 第 2 次態勢移行に向けた準備（参集連絡等）

### (3) 参集要員

発災時に、総務課長又は課長代理（庶務担当）は、総務局総合防災部との連絡により東京都の態勢を確認後、局長に連絡し、事務局設置の確認を取り、関係職員を招集する。局部長は自宅待機し、状況に応じて議事堂に参集する。

### <事務局組織図>



## 第2 第2次態勢の概要

### ○第2次態勢【震度5強】 東京都議会災害情報連絡事務局を設置

#### (1) 事務局の設置

次のいずれかの場合に設置する。

- ① 知事が災害対策本部を設置したとき。
- ② 災害の発生その他の状況により、局長が必要と認めたとき。

#### (2) 事務局の役割

第1次態勢の業務を強化しつつ、東京都議会災害対策連絡調整本部の設置に備え、態勢を整える。

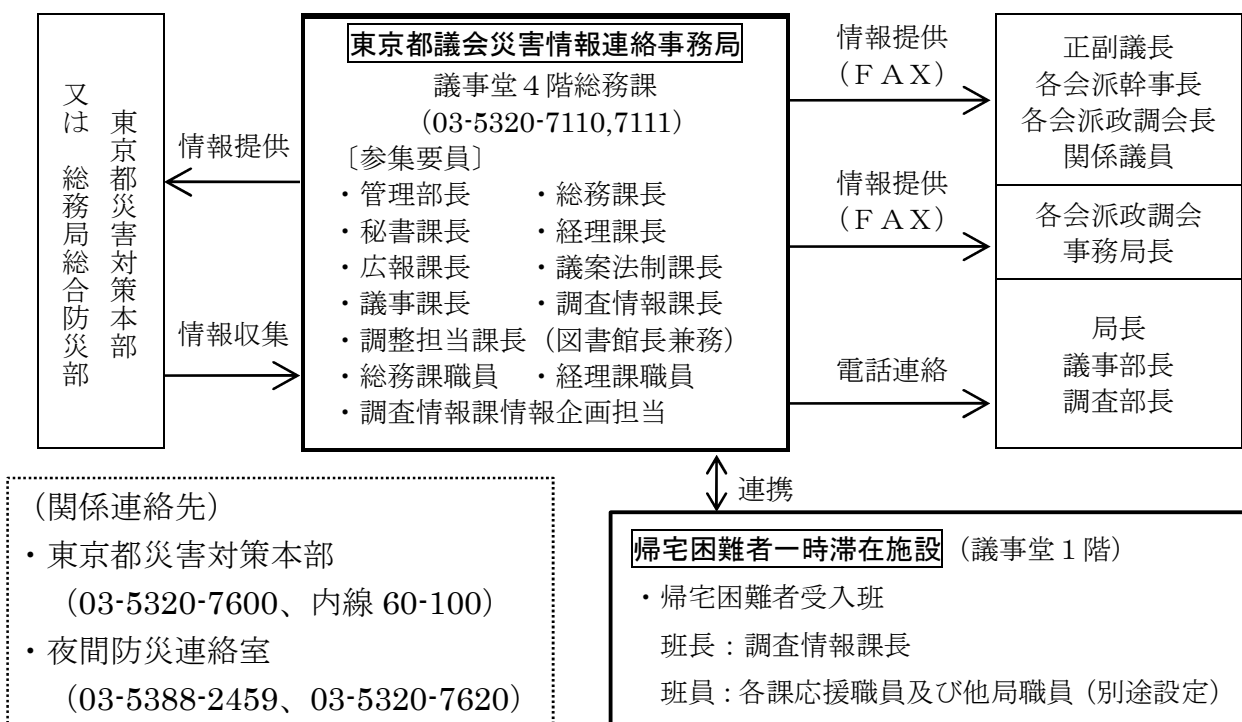
- ① 東京都災害対策本部又は総務局総合防災部との連絡調整
- ② 情報収集
- ③ 正副議長、各会派幹事長・政調会長・政調会事務局長、局部長への情報提供
- ④ 議事堂内設備の安全維持（財務局との連携）
- ⑤ 報道機関対応
- ⑥ 第3次態勢（本部設置）移行に向けた準備（参集連絡等）

#### (3) 参集要員

発災時に、総務課長又は課長代理（庶務担当）は、東京都災害対策本部又は総務局総合防災部との連絡により東京都の態勢を確認後、局長に連絡し、事務局設置の確認を取り、関係職員を招集する。

局長並びに議事部長及び調査部長は自宅待機し、状況に応じて議事堂に参集する。

#### <事務局組織図>



平成28年4月

東京都議会災害情報連絡事務局運営マニュアル

編集発行 東京都議会議会局管理部総務課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03 (5320) 7111